

設置費用一部の補助を行います 浄化槽設置整備事業

五條市では、河川等の水質汚濁防止や快適で文化的な生活環境の実現等に寄与するため、今年度に引き続き平成20年度も浄化槽設置整備事業の実施を予定しています。

これは、今年4月から平成21年1月末まで（工期および完成後の現場検査等の都合上、申込締切日は11月末までとします）に、補助の対象となる区域に合併処理浄化槽を設置する場合、国・県の補助制度を導入して、予算の範囲内で設置費用の一部を補助するものです。

受付開始は、4月の予定です。詳細については次まで問い合わせてください。

■問合先

生活環境課 ☎(内線391、388)

西吉野支所厚生課 ☎(内線17)

大塔支所住民厚生課 ☎(内線21)

犬・ねこの飼い方などをめぐって 苦情やトラブルが増えています!!



困りますね!

◎ 犬やねこが、公園・道路・河川敷・他人の土地・作物・ゴミ集積所などを荒らす、汚す。

◎ 犬のフンを始末しない。(五條市の条例違反です)

◎ 犬やねこを捨てる。

◎ 犬を放し飼いにする。

※最近、ねこが私有地(他人の土地)に入って、フンをして困るという苦情が大変増えています!

しつけも飼い主の責任です。「うちのねこは大丈夫」ではなく、今一度見直してみましょう。

正しい飼い方の基本って?

◎ 犬やねこの好きな人ばかりがいるわけではありません。他人に迷惑や危害を及ぼすことのないよう、十分な心配りと正しいしつけが必要です。

◎ 本能・習性および生理をよく理解して飼う。

◎ 家族と同様の愛情を持って終生飼う。

◎ 人の生命、身体または財産に対する侵害を防ぎ、生活環境を害することのないよう責任を持って飼う。

**マナーを守って楽しい散歩。
後始末は最後まで! それが飼い主の責任です。
犬の放し飼いはしないようにしましょう。**

■問合先 生活環境課生活対策係 ☎(内線391)